

## 日本大学文理学部認定留学について

日本大学文理学部

「認定留学」とは、派遣交換留学によらず、学生個人が学位授与権を有する大学（高等教育機関）又はこれに相当する教育機関に出願し、入学許可を取得した上で、本学部に認定留学を申請し、教育上有益であると認められた場合に派遣交換留学に準じた留学として取り扱う制度です。

- 1 認定留学の適用範囲 ①大学の正規課程への留学  
②大学付属の語学学校への留学  
③その他、学部において教育上有益と判断する留学

- 2 申請期限

留学期間	申請期限
平成28年度後学期	平成28年 6月30日
平成29年度前学期	平成29年 1月10日

- 3 申請手続

所属学科事務室へ以下の書類を提出する。

- ①海外留学願（様式2）  
②入学許可書の写し（留学先機関で発行したもの）  
ただし、日本語の翻訳文を添付するものとする。  
③留学先機関の概要や学事歴がわかるもの  
④所属学科による認定留学確認書（様式3）  
⑤文理学部成績証明書（発行から3ヶ月以内のもの）  
⑥留学計画書（様式4）  
⑦その他、本学部が必要と認めたもの

- 4 留学期間

学期の初めから1学期又は1年。通算2年を上限とする。  
※留学期間中は、修業年限に算入する。

- 5 学 費

認定留学が認められた場合の留学期間中の学費は、留学生在籍料として、学期ごとに6万円を徴収する。

- 6 決定方法

提出された書類に基づき審査の上、認定留学の可否を決定する。

- 7 決定通知

申請者本人・保証人宛てに郵送で通知する。

- 8 単位認定

本学学則に基づき、認定することができる。

- 9 帰 国 後

帰国後2週間以内に、所属学科事務室へ以下の書類を提出する。

- ①帰国届（様式6）  
②在籍期間証明書（ただし、日本語の翻訳文を添付すること）  
③留学報告書（様式任意）

- 10 そ の 他

- ①加入した海外旅行傷害保険証券の写しを提出すること。  
②認定留学が認められない場合、休学して留学することは可能です。

- 11 問合せ先

教務課

以 上